平成２３年（フ）第１６７５６号
東京都北区王子６丁目４番13号
破産者　テクトン株式会社
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７５７号
東京都北区王子６丁目４―12
破産者　金子　善吉
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７８６号
東京都中央区新富１丁目15番３号
破産者　株式会社アイルビー
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７８７号
東京都世田谷区桜１丁目26―２
破産者　木村　　孝
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８５０号
東京都新宿区新宿２丁目７番３号
破産者　株式会社アパツシュ
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８５１号
東京都渋谷区本町２丁目40―２―306
破産者　松井　正行
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８５２号
神奈川県横浜市港南区日野中央３丁目１番16号
破産者　株式会社トータルプランニング
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８８８号
東京都足立区綾瀬３丁目５番17号
破産者　株式会社グリンビルドコンサルタント
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８８９号
茨城県取手市椚木2500―５
破産者　鈴木誉四男
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８９０号
茨城県取手市椚木2500―５
破産者　鈴木　悦子
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９２１号
東京都江戸川区鹿骨１丁目60番７号
破産者　有限会社矢矧商店
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９２２号
東京都中野区南台１丁目14番５―203号
破産者　有限会社マスタフレーム
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９３５号
千葉県市川市欠真間２丁目16―12―413　つくば５号館
破産者　矢鳴　徹則
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９４２号
東京都八王子市散田町１丁目７番３号
破産者　株式会社アクオス
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９４３号
東京都八王子市並木町３―６　コーポ坂本Ａ―201
破産者　小野　裕俊
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９４４号
東京都港区南青山７丁目８番４号
破産者　株式会社パブリックデータイメージインク
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９４８号
東京都中央区日本橋人形町３丁目５番９号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋堀留町１丁目３番16号　Ｓ－１日本橋ビル919号室
破産者　テッドインパクト株式会社
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３７７号
福岡県福岡市南区清水１丁目21―27―206、開始決定時の住所東京都練馬区大泉学園町２丁目15―14―301
破産者　金子　聡文
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４３０号
埼玉県加須市花崎１丁目39―３―103
破産者　萩原　正規
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４４２号
東京都三鷹市下連雀４丁目18―18―104
破産者　佐々木　剛
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４６５号
東京都荒川区南千住５丁目41―８―201
破産者　中村愛里芳
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４６７号
東京都町田市上小山田町459―16、住民票上の住所東京都八王子市大塚289―13
破産者　廣田　晶子
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部